

# 時間外等加算について

次の各区分に該当する時間に受診される場合は、それぞれ基本診療料等に加算されます。

## ・ 休日加算

次のいずれかの午前6時から午後10時までの間

◆日曜日

◆国民の祝日

◆12月29日から1月3日

※12月29日は、通常診療日でも加算の対象となります。

## ・ 深夜加算

毎日午後10時から翌日6時までの間

## ・ 時間外特例加算

◆平日（休日加算対象日及び土曜日を除く）の午前6時から午前8時までの間、午後6時から午後10時までの間

◆土曜日（休日加算対象日を除く）の午前6時から午前8時までの間、午後12時30分から午後10時までの間